において算定した離島供給に係る収益を控除したもののうち高圧需要に係るものの額を、当該直近の託送供給等約款の認可等に当たり算定した当該高圧需要に係る電力量で除した額

② 直近の託送供給等約款の認可等に当たり、旧託送料金算定規則第９条第３項又は託送料金算定規則第９条第３項において算定した総離島供給費に旧託送料金算定規則第３条第１項又は託送料金算定規則第９条第１項第５号において算定した離島供給費に係る販売費を加えて得た額から、旧託送料金算定規則第７条第１項又は託送料金算定規則第７条第１項において算定した離島供給に係る収益を控除したもののうち低圧需要に係るものの額を、当該直近の託送供給等約款の認可等に当たり算定した当該低圧需要に係る電力量で除した額

③～⑥ ［略］

⑵ ［略］

6 ［略］

⑴ 電気事業財務費用の整理

① ［略］

１） 発生の主な原因を勘案して、水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備、新エネルギー等発電設備、送電設備、変電設備、配電設備、業務設備、休止設備、貸付設備及び事業外固定資産を算定し、これらの固定資産合計額を算定すること。

［略］

２） ［略］

② ［略］

⑵ ［略］

⑶ ［略］

①・② ［略］

③ ①及び②により整理された非離島供給費用を、発生の主な原因に応じて、アンシラリーサービス費用及び非アンシラリーサービス費用に整理すること。

［削る］

［削る］

て算定した離島供給に係る収益を控除したもののうち高圧需要に係るものの額を、当該直近の託送供給等約款の認可等に当たり算定した当該高圧需要に係る電力量で除した額

② 直近の託送供給等約款の認可等に当たり、旧託送料金算定規則第９条第３項又は託送料金算定規則第９条第３項において算定した総離島供給費に旧託送料金算定規則第３条第１項又は託送料金算定規則第３条第１項において算定した離島供給費に係る販売費を加えて得た額から、旧託送料金算定規則第７条第１項又は託送料金算定規則第７条第１項において算定した離島供給に係る収益を控除したもののうち低圧需要に係るものの額を、当該直近の託送供給等約款の認可等に当たり算定した当該低圧需要に係る電力量で除した額

③～⑥ ［略］

⑵ ［略］

6 ［略］

⑴ 電気事業財務費用の整理

① ［略］

１） 発生の主な原因を勘案して、水力発電設備（水力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備を除く。）、火力発電設備（火力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備を除く。）、原子力発電設備（原子力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備を除く。）、新エネルギー等発電設備（新エネルギー等発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備を除く。）、送電設備（発電所内に存する送電設備を含む。）、変電設備（発電所内に存する変電設備を含む。）、配電設備（発電所内に存する配電設備を含む。）、業務設備、休止設備、貸付設備及び事業外固定資産を算定し、これらの固定資産合計額を算定すること。

［略］

２） ［略］

② ［略］

⑵ ［略］

⑶ ［略］

①・② ［略］

③ ①及び②により整理された非離島供給費用を、次の方法により、アンシラリーサービス費用及び非アンシラリーサービス費用に整理すること。

１） 沖縄電力が離島以外において保有する水力発電設備、火力発電設備及び新エネルギー等発電設備のうち、電気の周波数の値の維持等を行うために発電出力の増加又は減少を行う発電設備の営業費用項目ごとの額のうち販売電力量にかかわらず必要なものについては、営業費用項目ごとに、配賦基準（当該発電設備の最大出力に対する電気の周波数の値の維持等のために増加する発電出力又はそれ以外の発電出力に占める割合をいう。）を用いてアンシラリーサービス費用又は非アンシラリーサービス費用に整理すること。

２） １）以外の営業費用項目ごとの額を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、アンシラリーサービス費用又は非アンシラリーサービス費用に整理すること。